

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 10 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事標準請負契約約款第 25 条等の改正について

公共工事標準請負契約約款（昭和 25 年 2 月 21 日中央建設業審議会決定。以下「公共約款」という。）第 24 条、第 25 条、第 26 条（以下「第 25 条等」という。）においては、契約変更について受発注間の協議が整わない場合に、発注者が請負代金額の変更額等を定め、受注者に通知することとされています。

先般、中央建設業審議会において、公共約款第 25 条等に関して、請負代金額の変更等についての受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないこと等を明確化することを内容とする改正が行われ、「公共工事標準請負契約約款の実施について」（令和 7 年 12 月 2 日国土交通省中建審第 2 号）において、中央建設業審議会会長から各公共発注者の長に対し、当該改正を令和 7 年 12 月 12 日から施行することとした旨の勧告があったところです。

このたび、公共約款第 25 条等に定める「通知」規定の趣旨及び今般の改正の趣旨やねらいについて、下記のとおり整理しております。

また、各公共発注者に対しては、請負契約の締結に当たり改正後の公共約款第 25 条等の規定を適切に設定するとともに、当該規定の運用に当たっては、下記の趣旨等を踏まえ、受発注者間の対等なパートナーシップに基づく丁寧な協議を行うことの重要性について改めて十分に留意し、適切な対応を図るよう要請しておりますので、ご参考までお知らせいたします。

貴団体におかれましては、必要に応じて参加の会員企業に周知方お願いいたします。

記

1. 公共約款第 25 条等の規定について

公共約款第 25 条等においては、契約変更について受発注間の協議が整わない場

合に、発注者が請負代金額の変更額等を定め、受注者に通知することとされている。

この通知はあくまで一時的・暫定的なものであり、この内容について不服がある場合には、公共約款に定める調停やあっせんといった紛争処理手続において解決を図ることとされている。

2. 「通知」規定の趣旨について

公共工事の場合、公金を用いる公共事業の公益性に鑑みれば、工事の円滑な実施に支障を及ぼすことは避けるべきところ、受注者の意向を踏まえて発注者が許容できる請負代金額を通知することで、法的に一定程度安定した状態（※）で工事を進められるよう、公共約款第 25 条等において「通知」の規定を設けている。

※通知した範囲内では受発注者間で争う必要がなくなる。また、仮に紛争処理手続に移行する場合でも、争点の明確化により、迅速な紛争処理が図られる。

また、発注者による「通知」という形式をとることで、受注者が通知された変更額に同意できない場合であっても、当初契約における請負代金額から一定の増額が可能となることから、受注者の意向が全て反映された額ではないものの一定のメリットを受注者も享受できる規定となっている。

3. 今般の公共約款改正について

2. で記載したとおり、公共工事の特性等を踏まえれば、公共約款第 25 条等に定める「通知」規定は引き続き存置する必要がある。

一方、受注者としては契約変更に係る協議において発注者に対して意見を申し出にくい、発注者の通知した内容に不服があるとして紛争処理手続を利用することには慎重にならざるを得ないといった声もあったところである。

こうしたことを踏まえ、契約変更協議等における公共発注者としてとるべき姿勢やスタンスを明確に規定することによって、契約変更における協議や紛争処理手続の利用に関する受注者の懸念の解消を図り、対等なパートナーシップに基づく受発注者間の適切かつ円滑な協議を促進するため、以下のとおり公共約款第 25 条等を改正することとしたものである。

<改正内容>

- ①協議においては、受注者の意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うよう留意する旨を規定
- ②協議が整わなかったこと等をもって不利益取扱を行わないことを明確化